

広島市下水道工事事故調査検討委員会開催要綱

(開催)

第1条 観音地区下水道築造3-1号工事に伴い発生した事故の原因究明等を行うに当たり、専門的見地から学識経験者等の意見を聴取するため、広島市下水道工事事故調査検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催する。

(意見聴取)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項についての意見を聴取する。

- (1) 事故の原因究明に関すること。
- (2) 事故の再発防止策に関すること。
- (3) 今後の安全対策に関すること。
- (4) その他事故の原因究明等に当たって必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体及び関係機関に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(座長)

第4条 検討委員会に、委員の互選により座長1人を置く。

- 2 座長は、検討委員会を進行する。
- 3 座長に事故があるときは、出席者のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(検討委員会)

第5条 検討委員会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 検討委員会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 検討委員会において、市長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、下水道局施設部管路課とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、下水道局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年11月15日から施行する。
- 2 この要綱は、検討委員会としての役割を終えた日にその効力を失う。